5　教員研修推進専門官は、公立の小学校等の校長及び教員に係る教育公務員特例法第二十二条の五第一項に規定する研修等に関する記録及び同法第二十二条の六第二項に規定する資質の向上に関する指導助言等に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。

6　教員関係情報システム専門官は、教育職員の免許に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

7　教員メンタルヘルス専門官は、地方公務員である教育関係職員の心の健康の保持及び増進に関する専門的事項についての企画及び立案並びに指導及び助言に当たる。

8　学校課題解決対策専門官は、学校が単独で対応することが困難な課題の効果的な解決のための対策を通じた地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項についての企画及び立案並びに援助及び助言に当たる。

9　校務改善支援専門官は、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する専門的事項に係る地域の実情に応じた包括的かつ継続的な指導及び助言に当たる。

第二十六条・第二十七条　［略］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

第二十八条　［略］

2～5　［略］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十九条　［略］

2　［略］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課並びに医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

［条を削る。］

第三十一条　削除

第二十五条・第二十六条　［同上］

（幼児教育企画官、幼児教育調査官、子育て支援指導官及び教科調査官）

第二十七条　［同上］

2～5　［同上］

6　教科調査官は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（特別支援教育企画官、特別支援教育調査官及び医療的ケア対策専門官）

第二十八条　［同上］

2　［同上］

3　特別支援教育調査官は、命を受けて、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育（次項において「特別支援教育」という。）に関する専門的事項についての調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに健康教育・食育課及び医療的ケア対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［同上］

第二十九条　削除

（企画官、健康教育調査官、食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官）

第三十一条　健康教育・食育課に、企画官一人、健康教育調査官二人並びに食育調査官、学校保健対策専門官及び学校給食調査官それぞれ一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、健康教育・食育課の所掌事務に係る重要事項についての企画及び立案に参画する。

3　健康教育調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る健康教育に関する調査に当たる。

4　食育調査官は、学校における食育の推進に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。